

地方独立行政法人桑名市民病院役員報酬等規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市民病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 役員報酬は、常勤の理事長及び副理事長については年俸とし、非常勤の理事及び監事については非常勤役員手当とする。

2 前項の年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

（報酬の支給）

第3条 月例年俸は、毎月1回次条に規定する当該役員の月例年俸の額の12分の1の額を支給する。

2 業績年俸の額は、次条に規定する当該役員の業績年俸の額に、当該役員の業績（地方独立行政法人桑名市民病院評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案したものとする。以下同じ。）を踏まえ、100分の80から100分の120までの範囲内で理事会で決定した割合を乗じて得た額とする。

3 業績年俸は、6月及び12月に、それぞれ前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額を支給する。

（年俸等）

第4条 年俸の額は、次のとおりとする。

区分	月例年俸	業績年俸
理事長	7,764,000円	3,455,000円
副理事長	6,211,200円	2,764,000円

2 理事長が法人の病院長を兼務し、診療に従事する場合には、医師手当として月額482,000円を、前項で規定する月例年俸の額の12分の1の額に加えて支給する。

（通勤手当）

第5条 通勤手当の額及び支給については、法人の職員（以下「職員」という。）の例による。

（非常勤役員手当）

第6条 非常勤役員手当の額は、日額6,700円とする。

（重複給与の禁止）

第7条 職員が役員を兼ねるときは、役員報酬は支給しない。

（退職手当）

第8条 常勤の役員が退職した場合には、退職手当を支給し、非常勤の役員に対する退職手当は、これを支給しない。

- 2 常勤の役員に支給する退職手当の額は、在職期間1年につき、第4条第1項に規定する当該役員の月例年俸の12分の1の額に、当該役員の業績を踏まえ、100分の80から100分の120までの範囲内で理事会で決定した割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の在職期間の計算は、当該役員に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数（48月を超えるときは、48月）を12で除した数による。
- 4 前3項の規定にかかわらず、在職中に法人の業績が悪化し、又は法人に重大な損害を与えた役員に対しては、退職手当を支給しないことができる。この場合において、退職手当の不支給は、理事会において決定する。
- 5 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号又は同条第3項の規定により役員を解任された場合には、退職手当は支給しない。

（旅費）

第9条 役員が職務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額及び支給については、職員の例による。

（その他）

第10条 役員の報酬及び退職手当の支給については、この規定に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。